

周南市業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加資格の承継承認申請要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市が発注する業務委託（測量・建設コンサルタント業務を除く。以下「業務委託」という。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れ（以下「物品調達等」と総称する。）にかかる周南市競争入札等参加資格者名簿に登録されている者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合に、その承継人が引き続き競争入札等参加資格を承継する際の申請について必要な事項を定める。

- (1) 個人が死亡したときは、その相続人
- (2) 個人が法人を設立したときは、その法人
- (3) 個人又は法人が廃業したときは、その営業を譲り受けた者
- (4) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって成立した法人
- (5) 法人が分割したときは、その営業を承継した分割後存続する法人又はその営業を承継した分割によって成立した法人
- (6) 個人又は法人が企業組合又は協業組合を設立したときは、その企業組合又は協業組合

(用語の定義)

第2条 この要領における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 競争入札等参加資格 周南市が発注する業務委託及び物品調達等に係る競争入札等の参加資格に関する要綱に定める競争入札等の参加資格
- (2) 承継 競争入札等参加資格の認定を受けている者が、当該認定を受けている競争入札等参加資格の内容を変更せずに、他の者に承継させること
- (3) 承継人 競争入札等参加資格の承継を受けようとする者
- (4) 被承継人 承継人に対し競争入札等参加資格を承継させる者

(申請手続)

第3条 競争入札等参加資格を承継しようとする承継人は、競争入札等参加資格承継承認申請書（第1号様式）に次に定める書類を添えて提出するものとする。

- (1) 経営事項引継書（第2号様式）
- (2) 登記事項証明書（写し可）（個人の場合は、誓約書（写し不可））

- (3) 本社、営業所等一覧（写し可）
- (4) 使用印鑑届（写し不可）
- (5) 印鑑証明書（写し可）
- (6) 被承継人の終了貸借対照表・損益計算書及び承継人の開始貸借対照表（第1条第3号又は第4号に該当し、譲渡契約書等で資産の承継状況が確認できる場合は不要）（写し可）
- (7) 見積、入札、契約の締結等の全ての権限の委任が必要な場合は、委任状（写し不可）
- (8) 営業譲渡の場合は、譲渡協定書等譲渡内容が確認できるもの
- (9) 合併の場合は、合併契約書（写し可）
- (10) 分割の場合は、分割契約書（写し可）

（承継の承認）

第4条 市長は、前条の申請を受理した後、その内容を審査し、適正であると判断した場合には、速やかに競争入札等参加資格承継承認通知書（第3号様式）により申請者に通知し、周南市競争入札等参加資格者名簿の変更をおこなうものとする。

附則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。